

総基料第130号
令和2年5月15日

株式会社NTTドコモ
代表取締役社長 吉澤 和弘 殿

総務省総合通信基盤局長
谷脇 康彦

リモートSIMプロビジョニング（RSP）機能の開放促進について（要請）

eSIMについては、「モバイル市場の競争環境に関する研究会」最終報告書（令和2年2月）において指摘されたとおり、今後世界的な普及が見込まれるところ、MVNOにおける対応サービスの提供を可能にすることは、MNOとMVNOとの公正競争環境の整備、利用者利便向上の観点から極めて重要であり、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下「二種指定事業者」という。）がリモートSIMプロビジョニング機能（MSISDN等携帯電話ネットワークにアクセスするための情報のSIMへの書き込みをオンラインで遠隔操作により行うための機能。以下「RSP機能」という。）により対応サービスを提供する場合は、その提供するサービス内容に応じて、MVNOにおいても同様の対応サービスを提供できるよう、RSP機能の開放が行われることが適当と考える。

こうした観点から、総務省では、RSP機能の開放に関する二種指定事業者とMVNOとの協議を促進するため、本日、「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」（平成14年6月策定）において、RSP機能を「開放を促進すべき機能」に位置付けたところである。

については、協議の着実な進展を図るため、RSPの機能の開放に関し、下記のとおり要請するので、よろしく取り計らい願いたい。

記

- 1 MVNOからの要望やMVNOとの協議の状況について、検討課題や検討状況を含め、具体的に報告を行うこと。
- 2 上記報告は、本年6月末までに行うとともに、その後、同年7月1日から令和4年3月末までの間における毎四半期末時点の状況について、当該毎四半期経過後1月以内に行うこと。

以上